

(船員労働統計調査)

審査メモ

1 今回申請された変更について

船員労働統計調査（以下「本調査」という。）については、令和 9 年（2027 年）調査から、「報告を求める事項（以下「調査事項」という。）」等について、以下のとおり変更する計画である。

- (1) 調査事項、集計事項等の変更
- (2) 調査系統・方法の変更
- (3) 調査の実施期間の変更
- (4) 調査票配布数決定方法の変更

(1) 調査事項、集計事項等の変更

特殊船調査（第 3 号調査）において把握している「6 月に支払われた特別な報酬（賞与等）」について、「昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」に変更する。

(審査状況)

ア 本調査は、図表 1 のとおり、①指定船舶^(注1)に乗り組む船員についての調査（以下「指定船舶調査」という。）（第 1 号調査）、②漁船に乗り組む船員についての調査（以下「漁船調査」という。）（第 2 号調査）、③引船^(注2)、はしけ^(注3)官公署船（以下「特殊船」という。）に乗り組む船員についての調査（以下「特殊船調査」という。）（第 3 号調査）の 3 種類の区分で調査を実施している。

（注 1）指定船舶とは、漁船、特殊船以外の船舶のうち、国土交通大臣が指定する船舶をいう。

（注 2）引船とは、大型船舶の離着岸、自航能力を有しないはしけ又はいかだ等を曳航するものをいう。

（注 3）はしけとは、自航能力を有せず、もっぱら引船により曳航されるものをいう。

図表 1 船員労働統計調査の調査体系（現行計画）

区分	指定船舶調査（第 1 号調査）	漁船調査（第 2 号調査）	特殊船調査（第 3 号調査）
調査対象の範囲（属性）	指定船舶	漁船	特殊船
報告者の数	約 400 隻	約 1,000 隻	約 500 事業所
報告者の選定方法	層化無作為抽出 (母集団の大きさ：約 3,300 隻)	全数	全数
調査期間	毎年 6 月～8 月	毎年 12 月～翌年 2 月	毎年 6 月～8 月
調査事項	①報告者に関する事項	①報告者に関する事項	①報告者に関する事項

区分	指定船舶調査（第1号調査）	漁船調査（第2号調査）	特殊船調査（第3号調査）
	②船舶に関する事項 ③船員に関する事項（職種ごとの船員数、年齢、性別、外国人か否か、経験年数、年間総労働時間、年間取得休日数、月間総労働時間、報酬等）	②漁船に関する事項 ③従業状態、船ごとの報酬額に関する事項 ④船員に関する事項（人員、女性・外国人船員の内数、船員ごとの給与または最低保障額等）	②特殊船に関する事項 ③船員に関する事項（職種別人数、稼働日数、報酬等）

イ 本調査のうち、特殊船調査（第3号調査）では、船員が受け取る報酬の1つとして、「6月に支払われた特別な報酬」^{（注4）}を調査事項として設定しているが、**図表2**のとおり、調査事項等を変更する計画である。

（注4） 定期払いを要する報酬、割増手当、夜間割増及び航海日当以外の給与のことで、予期しない事由に基づき支払われる災害の一時金等、支給条件はあらかじめ確定されているが支給事由の発生が不確定な結婚手当、退職手当等、また算定の基礎となる期間が1か月を超える夏期手当・年末手当等が該当する。

図表2 調査事項等の変更内容

変更事項	現行計画	変更案
調査事項	特別に支払われた報酬	昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬
基準となる期日又は期間	毎年6月の給与支払期日現在において、6月の1か月間（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日以前の1か月）	調査年前年の1年分（1月から12月までの分）

また、変更後の調査事項は、**別紙**のとおり、集計に用いられる計画である。

ウ この背景として、指定船舶調査（第1号調査）においても、船員が受け取る報酬の一つとして「6月に支払われた特別な報酬（賞与等）」を調査事項として設定していたが、令和元年に実施した「船員労働統計予備調査」の結果、当該月単月では特別な報酬（賞与等）の全てを捕捉しきれているとは言えないことが明らかになったため、令和3年調査から、「6月に支払われた特別な報酬（賞与等）」を把握していた調査事項を「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」に変更している。また、当該変更に係る諮問第146号に対する答申（以下「前回答申」という。）において、「特殊船（第3号調査）」についても同様に正確性を欠く可能性が高いと考えられる。このため、調査全体の統一性を図り、実態を正確に把握するとともに、利活用ニーズに資する観点から、特殊船（第3号調査）において昨年1年間の特別に支払われた報酬を把握できるようにすることについて検討」することが今後の課題として指摘されている。

なお、漁船調査（第2号調査）では、「漁業期間中に支給した報酬の合計額」として1年間の特別な報酬にほぼ相当する情報が把握されているため、同指摘の対象にはなっていない。

エ 国土交通省は、**前記ウ**の指摘を受け、事業者及び関係団体への聴取（令和4年

10月～12月実施)を行ったところ、引船及びはしけについては、「特別に支払われた報酬」が必ずしも6月に支払われていないことが判明したことから、今回の変更を行うこととしている。

オ これらについては、調査全体の統一性の観点及び船員に支払われる報酬を正確に把握する観点から、おおむね適当と考えるが、調査事項の変更による結果の利活用への影響等を確認する必要がある。

(論点)

- a 「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」が回答可能かについて、誰にどのような確認を行ったか。
- b 「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」を報告するに当たり、報告者にどのような負担が発生するか。過度な負担とはならないか。
- c 「6月に支払われた特別な報酬(賞与等)」について、これまでどのように利活用されてきたか。「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」に変更することで、結果の利活用にどのような影響があるのか。
- d 令和3年調査から、指定船舶調査(第1号調査)において同じ変更を行っているが、調査結果の接続性等について影響はあったか。影響があった場合、どのような対策を講じているか。また、指定船舶調査(第1号調査)における当該変更の状況を踏まえ、今回の変更に関する調査結果の接続性等に対する影響について、どのように想定して、どのような対策を検討しているか。
また、指定船舶調査(第1号調査)における当該変更について、調査結果の利用者に対してどのような周知を行ったのか。今回の変更に当たっては、どのような周知を行うのか。
- e 今回変更する調査項目について、業務報告や業界団体で類似の情報はないか。

(2) 調査系統・方法の変更

ア 指定船舶調査(第1号調査)及び特殊船調査(第3号調査)の調査系統・方法の変更

指定船舶調査(第1号調査)及び特殊船調査(第3号調査)の調査系統を変更し、地方運輸局等^(注5)、運輸支局・海事事務所が担っていた母集団名簿の整理、調査票の配布、回収・督促、審査・疑義照会のうち、母集団名簿の整備以外の業務を国土交通省本省及び業務委託を行う民間事業者において実施するよう変更する。

(注5) 地方運輸局等とは、地方運輸局(運輸管理部を含む)及び沖縄総合事務局を指す。

(審査状況)

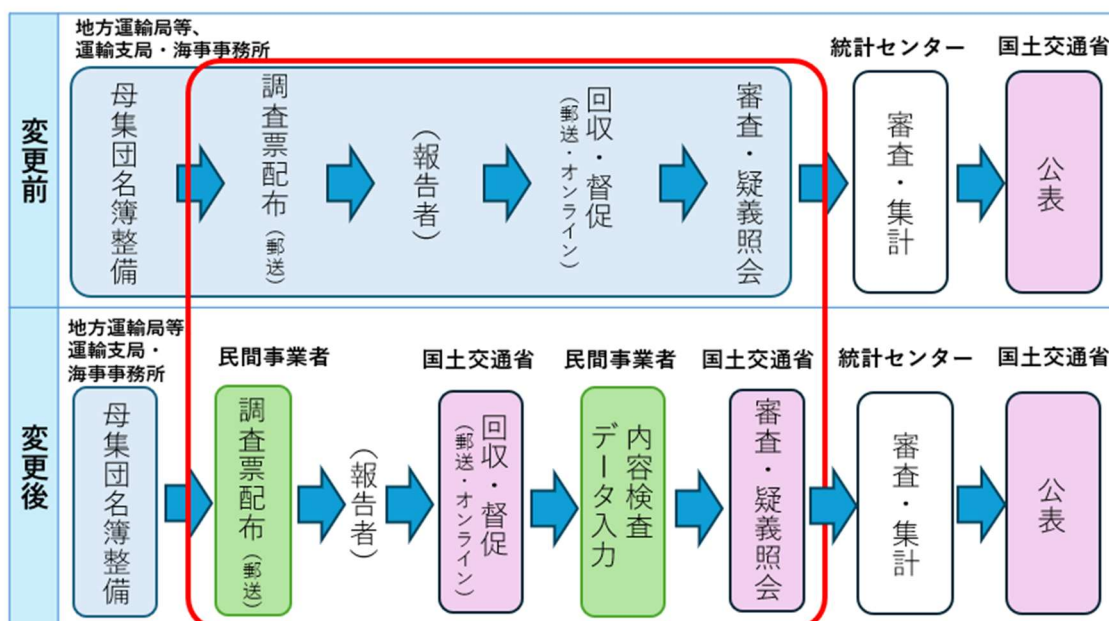
(ア) 指定船舶調査（第1号調査）及び特殊船調査（第3号調査）の調査系統を図表3のとおり変更する計画である。

図表3 調査系統の変更内容（指定船舶調査（第1号調査）及び特殊船調査（第3号調査））

変更前	国土交通省－地方運輸局等－運輸支局・海事事務所－報告者
変更後	配布：国土交通省－民間事業者－報告者 取集：報告者－国土交通省

また、図表4のとおり、地方運輸局等、運輸支局・海事事務所が担っていた母集団名簿の整理、調査票の配布、回収・督促、審査・疑義照会のうち、母集団名簿の整備以外の業務を国土交通省及び業務委託を行う民間事業者において実施するよう変更する計画である。

図表4 調査方法の変更内容（指定船舶調査（第1号調査）及び特殊船調査（第3号調査））



(イ) 変更の理由について、国土交通省は、①令和4年4月に発生した知床遊覧船沈没事故を契機として、地方運輸局等、運輸支局・海事事務所の事務負担の軽減が求められており、特に、指定船舶調査（第1号調査）については、毎年標本が変わることから、新規の報告者への対応や督促が多く、地方運輸局等、運輸支局・海事事務所の負担が大きいと、②指定船舶調査（第1号調査）と特

殊船調査（第3号調査）は、調査実施時期が同じであり、一体的に委託することが可能であるためとしている。

（ウ）これについては、地方運輸局等、運輸支局・海事事務所における組織的課題への対応でありやむを得ないとするが、調査系統・方法の変更による結果精度等への影響を確認する必要がある。

（論点）

- a 民間委託に向けてどのようなスケジュールを想定しているか。
- b 本調査においては、母集団調査における回収率を基に調査票配布数を計算しているが、目標回収率はどのように設定しているか。今回の調査系統・方法の変更は、回収率に影響しないのか。
- c 変更後の調査方法について、国土交通省本省及び委託を受ける民間会社はこれまで当調査の実務を経験していないものと理解するが、今回の変更において、それぞれの役割や事務の分担内容はどのような理由で適切と考えるか。これにより、これまでどおりの円滑な調査実施を確保することは可能か。また、どのような業務について、どのような能力のある民間事業者へ委託することを想定しているか。新たに民間委託する業者が円滑に業務を実施するために講じようとしている措置はあるか。
- d 運輸支局・海事事務所において実施している回収・督促、審査・疑義照会を国土交通省本省において実施する計画であるが、国土交通省本省における体制は、現状、どのようになっているか。本省実施部分の業務が増えるが、体制整備についてどのように考えているか。
- e 報告者に対しての周知等は予定しているか。
- f 調査系統・方法の変更による公表時期への影響をどのように見込んでいるのか。

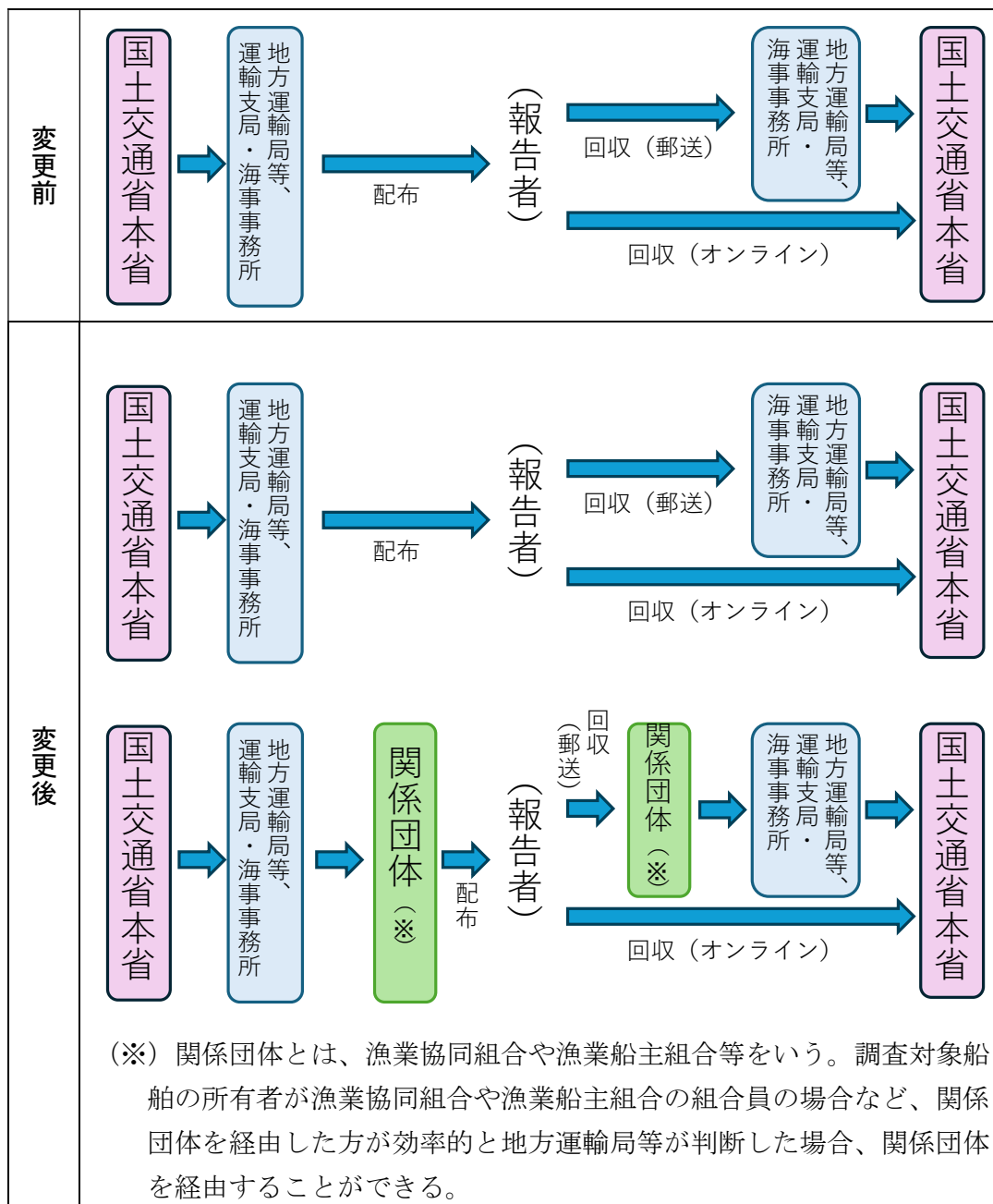
イ 漁船調査（第2号調査）の調査系統の変更

漁船調査（第2号調査）において、必要に応じて漁業協同組合や漁業船主組合といった関係団体を經由することができるように変更する。

（審査状況）

（ア）漁船調査（第2号調査）の調査に当たり、図表5のとおり、調査対象船舶の所有者が漁業協同組合や漁業船主組合の組合員の場合など、当該団体を經由した方が効率的であると運輸支局・海事事務所が判断した場合、関係団体を經由することがある旨を調査計画に明記する計画である。

図表5 調査系統の変更内容（漁船調査（第2号調査））



(イ) 国土交通省は、漁業協同組合や漁業船主組合によっては、各種調査等について組合員への配布・取集が行われている場合があり、この取扱いを調査計画に明示するためとしている。

(ウ) これについては、これまでも関連団体内で行われていた業務を明確化したものと理解するが、本調査における各調査実施主体が行う調査事務の根拠等の確

認を踏まえた上で、当該関連団体は調査系統全体の中でどのような位置づけとなるのか、当該関連団体が行うとする業務はどのようなものになるのか等について確認する必要がある。

(論点)

- a 漁船調査（第2号調査）において、今回の変更を行った理由は何か。
- b 漁業協同組合や漁業船主組合を経由した方が効率的である場合とはどのような場合か。
- c 漁業協同組合や漁業船主組合を経由する場合、当該団体に実施してもらうことを想定している業務はどのようなものか。
- d 漁業協同組合や漁業船主組合を経由するとした場合、どのような根拠をもって当該団体は業務を行うのか。また、当該業務の中に記入済調査票等の管理が含まれる場合、調査票情報の適切な管理はどのように行うのか。
- e 運輸支局・海事事務所で実施している漁船調査（第2号調査）に係る業務を民間事業者に委託しない理由は何か。

(3) 調査の実施期間の変更

令和6年能登半島地震による災害の影響があった石川県の2市町について、漁船調査（第2号調査）の調査の実施期間を後ろ倒ししていたものを元の調査の実施期間に戻す変更を行う。

(審査状況)

- (ア) 令和5年に行った漁船調査（第2号調査）において、調達手続に時間を要し、本来令和5年11月中に行うべき調査票の送付が1月にずれ込んでいた中で、令和6年能登半島地震が発生したため、石川県に対しては調査実施時期に調査票が未送付の状態となったところ、同県に所在する報告者（2市町、10事業者）に対して、調査実施期間を後ろ倒しすることとし、その後、後ろ倒しした期間に調査が実施された。
- (イ) 本件申請では、一部地域で変更していた**前記（ア）**の特別な対応を元に戻す計画としており、特段の問題はないと考える。
- (ウ) また、調査票発送の遅延については、以前は船員法（昭和22年法律第100号）第111条に基づく業務報告（以下「船員法第111条報告」という。）の提出期限（10月末日）後に地方運輸局が名簿を更新していたため、名簿確定が遅れ、その後の調査票印刷・発送作業が逼迫し、配布遅延の一因となっていたところ、以下の改善が図られている。
 - ①国土交通省本省が前回調査の状況を踏まえて名簿を事前に更新し、地方運輸

局はそれを確認する形に変更することで、名簿確定までの作業時間を短縮
②地方運輸局による名簿確認を、統計法第 111 条報告と同時並行で 10 月中に
実施するようスケジュールを見直し

これらにより、調査票印刷・発送作業に時間的余裕が生まれ、令和 6 年調査
及び令和 7 年調査では、調査計画どおりに配布が行われており、特段の問題は
ないと考えるため、ここでは特段の論点は設けない。

(論点)

なし

(4) 調査票配布数決定方法の変更

指定船舶調査(第 1 号調査)において、層区分別に調査票配布数を決定する際、
目標精度を達成していない層区分については、前回標本設計時の必要数と新たな
母集団調査に基づく必要数を比較し、いずれか大きい方を採用する作業を追加す
る。

(審査状況)

ア 指定船舶(第 1 号調査)においては、以下の手順で調査票の配布数を決定して
いる。

- ① 船員法第 111 条報告により母集団の隻数を把握
- ② 船員労働統計母集団調査又は船員労働統計予備調査(おおむね 5 年ごとにし
つ皆で行われる一般統計調査。以下「母集団調査」という。)により、標本設計
に必要となる平均報酬額の標準偏差を把握
- ③ 内航・外航別、用途別、総トン数別に階層を設定し、一人当たり平均報酬額
が精度 5 % (信頼度 95%) となるように必要数を算出
- ④ ③で算出した必要標本数に母集団調査の回収率の逆数を乗じて、調査票配布
数を算出

本件申請では、これらの手順で算出した当該数では目標精度を達成できない層
区分においては、新たな母集団調査の情報を基に算出した必要なサンプルサイズ
及び調査票配布数と前回標本設計の必要なサンプルサイズ及び調査票配布数を
比較の上、いずれか大きい方を採用する作業を追加することを計画している。

イ 変更の理由について、国土交通省は、統計数値の信頼性確保に係る考え方を変
更したためとしている。

ウ これについて、必要な精度を確保するための方策を講じようとしていることは
適当であるが、今回の方法が適当な方法であるか等について確認する必要がある。

(論点)

- a 今回の変更理由として、「統計数値の信頼性確保に係る考え方を変更したため」とされているが、統計数値の信頼性確保の方法について、今回の変更以外の方法はないのか。
- b 過去の調査において目標精度を達成できていない場合と同じ調査票配布数で調査をした場合、再度目標精度を達成しないおそれはないか。
- c 今回選択しようとしている方法は、統計調査を実施するに当たって、一般的な方法か。

2 統計委員会諮問第 146 号の答申（令和 3 年 3 月 12 日付け統計委第 3 号）における「今後の課題」及び公的統計の基本的な整備に関する計画（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）への対応状況について

本調査については、統計委員会の諮問第 146 号の答申において、以下の検討課題が指摘されており、公的統計の整備に関する基本的な計画においても、これらの課題について早期に検討し結論を得ることとされている。

(1) 指定船舶調査（第 1 号調査）の定期的なしっ皆調査の実施の検討

指定船舶（第 1 号調査）については、おおむね 5 年ごとに、最新の母集団情報を把握するためのしっ皆による一般統計調査（以下「母集団調査」という。）を実施しているが、本統計の利活用の可能性を広げるとともに、陸上労働者の統計との比較可能性を向上させる観点から、この母集団調査を基幹統計調査として本調査に取り込み、本調査を 5 年ごとにしっ皆により実施することについて、遅くとも、令和 5 年度又は 6 年度に予定される次回の母集団調査の企画時期までに検討し、結論を得ること。また、検討に際しては、船員を取り巻く状況変化等を踏まえるとともに、後記（2）、（3）及び（4）の検討を併せて行うこと。

(審査状況)

ア 後記（3）のとおり、今後の課題（3）への対応として、しっ皆による一般統計調査において昨年 1 年間の定期払いを要する報酬の把握を行う方針が示されているため、本課題は今後の課題（3）において合わせて確認することとし、ここでは特段の論点は設けない。

(2) 特殊船調査（第 3 号調査）における昨年 1 年間の特別に支払われた報酬の把握の検討

今回の変更により、指定船舶（第 1 号調査）については昨年 1 年間に特別に支払われた報酬を把握できることとなるが、特殊船（第 3 号調査）については調査

年の6月分のみを調査することとなる。しかしながら、令和元年度に実施した船員労働統計予備調査において、指定船舶（第1号調査）については6月分のみでは正確性を欠くことが判明しており、特殊船（第3号調査）についても同様に正確性を欠く可能性が高いと考えられる。

このため、調査全体の統一性を図り、実態を正確に把握するとともに、利活用ニーズに資する観点から、特殊船（第3号調査）において昨年1年間の特別に支払われた報酬を把握できるようにすることについて、前記（1）の検討と併せて検討し、結論を得ること。

（審査状況）

ア 本課題への対応として前記1（1）の変更を計画しており、前記1（1）において確認しているため、ここでは特段の論点は設けない。

（3）指定船舶調査（第1号調査）における昨年1年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討

船員については、陸上労働者と比較して長期間の勤務期間・休暇期間を取るなど特殊な勤務体系を取っている者が多く、乗船月と休暇月での報酬に差が生じている可能性があるため、調査年の6月分の定期払いを要する報酬のみから正確な年間収入を推計するのは困難であると考えられるが、船員の年間収入を把握するニーズも存在している。また、現状においては、「賃金構造基本統計調査」等の陸上労働者の統計との比較可能性向上に係るニーズも存在している。

このため、指定船舶（第1号調査）において、昨年1年間の定期払いを要する報酬を把握すること及び「賃金構造基本統計調査」等の陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項（勤続年数等）を追加することについて、前記（1）の検討と併せて検討し、結論を得ること。

（審査状況）

ア 課題（1）（指定船舶調査（第1号調査）の定期的なしっ皆調査の実施の検討）について、諮問146号の審議過程において、以下の意見が出された。

- ・ 第1号調査について、定期的に（例えば5年に1度）悉皆調査を実施することを検討してはどうか。予備調査も悉皆で実施されており、多くの興味深い情報が得られている。悉皆調査を実施することでデータ規模が大きく増加することにより、調査データを用いたクロス集計を含む集計結果の安定性が増し、さらに勤続年数などの新しい設問も加えることが可能となる。これにより、「賃金構造基本調査」などの陸上労働者を対象とした類似した調査との比較可能性が増し、本調査の価値と有用性の向上が期待できるのではないかと。

- ・ (略) 母集団調査を基幹統計と一体として実施することが統計改善の観点から望ましいように考える。そのような変更は検討しないのか、検討しないとしたらその理由について説明をして欲しい。

イ 課題(3)(指定船舶調査(第1号調査)における昨年1年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討)について、諮問第146号の審議過程において、以下の意見が出された。

- ・ 今回、1号調査において、6月に支払われた特別な報酬から昨年1年間に特別に支払われた報酬に変更することに同意いたします。一方で、船員の報酬を把握するという観点からは、月々支払われる給与に関しても、6月だけでなく、年間で平均したもの又は年収を調査すべきと考えられます。その理由として、内航船員は、通常、3か月乗船して1か月休暇というサイクルを繰り返しており、労働月と休暇月との給与に大きな差があるためです。これは、船員の給与形態の特殊性として、乗船中には航海日当等といった基本給以外の特別な手当が支払われることが原因です。しかし一方で、内航海運業界では、組合組織に加盟している会社が少なく(2割程度)、組合組織に加盟していない事業者では、組合組織に加盟している事業者のように航海日当等といった分かりやすい項目を定めていない場合があります。同じ項目においても金額が異なる場合があります。このため、乗船中・休暇中を含んだ形で平均的な月収を求めなければ、陸上労働者との比較が困難と考えられます。

ウ これらの課題への対応状況について、国土交通省に確認したところ、以下のとおり回答を得た。

- (ア) 令和6年度に実施した一般統計調査である「船員労働統計母集団等調査」において、「6月の1か月に支払われた報酬額」及び「昨年1年間の報酬」の両方を把握し比較したところ、①1か月当たり平均報酬額から推計した平均年間報酬額と②昨年1年間の定期払い平均報酬額とで乖離がみられた。一方、勤続年数については、経験年数と大きく傾向が異なる結果は見られなかった。
- (イ) これらを踏まえ、指定船舶調査(第1号調査)は引き続き標本調査により実施しつつ、正確な年収額の把握のため、また、政策ニーズも踏まえて、5年に1度、しつ皆による一般統計調査により「昨年1年間の定期払い報酬」を把握する。また、勤続年数についても、陸上労働との比較可能性を向上させる観点から、しつ皆による一般統計調査において把握する。
- (ウ) 当該しつ皆による一般統計調査は、これまでの本調査の標本設計の見直しに

係る基礎資料を得ることを目的とした母集団調査から、指定船舶調査（第1号調査）を補完する年収調査へ目的を変更する。

（エ）年収調査は、一般統計調査として開始し、結果公表後、ニーズに適う統計の作成や国民経済計算への利活用状況を確認したのち、基幹統計調査化の検討を実施する。

（オ）ただし、これにより、標本設計の見直しに係る情報が得られなくなるため、標本設計手法の見直しを行い、早期に結論を得る。

エ 前回答申における課題（1）は前記アの意見に起因して、また、課題（3）は前記イの意見に起因してそれぞれ付されたものであり、これらの課題について審議するに当たっては、前記ア及びイの内容を踏まえ、国土交通省の対応状況を確認する必要がある。

（論点）

- a 令和6年度に母集団調査として実施した「船員労働統計母集団等調査」はどのような目的で何を把握し、どのような調査結果をとりまとめたのか。どのような課題が明らかになったか。
- b 次に行う予定のしっ皆調査（一般統計調査）はどのような調査を行うことを想定しているのか。当調査においては、昨年一年間の報酬を把握し、6月の報酬等の状況は把握しないとのことだが、6月の報酬等の状況を把握しない理由は何か。6月の報酬等は基幹統計調査である本調査の標本設計に必要な情報とされていたが、支障はないのか。
- c 年収調査の基幹統計調査化はどのような内容になるのか。現在、年次で実施している本調査と合わせて、船員労働に関する統計の全体像をどのように考えているか。また、基幹統計調査化のスケジュールはどのように予定しているか。
- d 年収調査において、陸上労働者の統計との比較を可能にするため、「昨年1年間の定期払い報酬」と「勤続年数」について把握するとのことであるが、このような比較において、海上労働の特殊性はどのように整理されるのか。何が比較できて、何が比較できないと考えるのか。
- e 「昨年1年間の定期払い報酬」と「勤続年数」について調査した結果、どのような利活用が見込まれるか。

（4）指定船舶調査（第1号調査）における予備船員の調査対象への追加の検討

指定船舶（第1号調査）において、現行計画上、予備船員^{（注）}については調査対象となっていないが、国民経済計算の推計精度の向上や船員労働統計の体系的整備の観点から、予備船員についても調査対象とすることを検討する必要があると考えられる。

(注) 船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないもの。乗船待機中及び陸上休暇中の者の船員の他、外国籍船舶に乗り組む船員が含まれる。

このため、予備船員を包括的に調査対象に追加することについて、前記(1)の検討と併せて検討し、結論を得ること。

(審査状況)

ア 本課題について、諮問146号の審議過程において、内閣府から以下の意見が出された。

- ・ 内閣府では、雇用者報酬の推計において、雇用者数は『国勢統計』等をベンチマークとして『労働力統計』等を用いて補間・延長推計、一人当たり賃金は『毎月勤労統計』を用いて推計しているが、この推計において、『毎月勤労統計』の調査対象外である船員の雇用者数(船員数)及び一人当たり賃金については『船員労働統計』を利用して推計している。

したがって、『船員労働統計』の調査対象外である便宜置籍船の船員の雇用者数(船員数)及び一人当たり賃金については、他の一般産業と同様に産業大分類「運輸・郵便業」の情報によって推計していることとなる。船員賃金に関する基礎データが拡充されれば、より精緻な推計は可能となる。

イ 本課題に対する対応状況について、国土交通省に確認したところ、以下のとおり回答を得た。

(ア) 令和6年度に実施した「船員労働統計母集団等調査」によると、予備船員のうち、①外国籍船(外航船)に乗り組む日本人船員の報酬の全体平均は約77万円、②外航日本籍船に乗り組む日本人船員の報酬の全体平均は約76万円であり、大きな差は見られない。

(イ) 外航海運の事業者に対してヒアリングを実施したところ、雇用している船員については、乗船する船籍に関わらず、同一の労働協約や船員就業規則が適用されることから、外国籍船(外航船)と外航日本籍船の給与形態に大きな差がないとの説明であった。

(ウ) 国民経済計算における「外国籍船に乗り組む日本人船員」の雇用者報酬は、①現行調査の外航日本籍船に乗り組む日本人船員の報酬額に、②船員法第111条報告で把握した予備船員数を掛けることで推計可能であることから、予備船員を新たな調査対象として追加は行わない。

ウ 前回答申における課題(4)は、前記アの意見に起因して付されたものであり、本課題について審議するに当たっては、前記アの内容を踏まえ、国土交通省の対応状況を確認する必要がある。

(論点)

a 外国籍船舶に乗り組む日本人船員の報酬額と外航日本籍船舶に乗り組む日本人船員の報酬額を比較するに当たり、船員の報酬は職種、経験年数によって報酬額の差が大きいにも関わらず、それらを考慮せずにひとまとめにして比較していると思われるが、どのような考え方に基づいてこのような方法を採用したのか。

(5) 業務報告等を活用した報告者負担の軽減

今回変更する調査項目以外の調査項目について、業務報告等の行政記録情報を活用した削減等の余地はないか、報告者負担軽減の観点から、引き続き必要な検討を行うこと。

(審査状況)

ア 本課題については、諮問 146 号の審議過程において特段の指摘はなかったが、従前から課題として指摘されていることに加え、昨今、行政記録情報の活用等による報告者負担の軽減がますます求められている状況である。

イ 本課題への対応状況について、国土交通省に確認したところ、以下とおり回答を得た。

(ア) 船員法第 111 条報告により把握している「使用船員の数」等の情報を指定船舶調査（第 1 号調査）の母集団名簿の更新等に活用している。活用している具体的な項目は以下のとおり。

- ・ 船舶所有者（本社）の住所や名称等
- ・ 船名、船舶番号、船質、総トン数、航行区域又は従業制限、運航形態、用途、主な就航航路又は操業区域

(イ) 政策実施部局である国土交通省海事局に、船員法第 111 条報告以外に活用可能な行政記録情報がないか照会したところ、新たに活用可能な行政記録情報はないとのことであった。

(ウ) 関係団体である「日本内航海運組合総連合会」及び「日本船主協会」にも活用可能な情報の有無について確認したが、活用可能な情報はなかった。

(エ) 今後も報告者負担の軽減等の観点から、活用可能な行政記録情報等がないか、引き続き検討を行う。

ウ 本課題について審議するに当たっては、前記アのような状況を踏まえ、国土交通省における対応状況を確認する必要がある。

(論点)

a 今まで、船員法第 111 条報告により把握した情報を用いて、本調査の調査票

にプレプリントを行うといった取組をしてきたとのことであるが、当該情報について、具体的にどのように活用してきたか。

- b 船員法第 111 条報告について、更に活用を進め、プレプリント項目の拡充や調査事項の削除を行う余地はないか。
- c 関係団体において、本調査に活用可能な情報は保有していなかったとのことだが、そもそも関係団体はどのような情報を保有しているか。また、関係団体が保有している情報を活用できないと判断した理由は何か。

特殊船（第3号調査）の結果表の変更イメージ

(旧) 第三号調査

特殊船に乗り組む船長及び職員・部員別の1人1か月平均報酬等

令和〇年〇月分

用途別	区分	調査船舶		調査船員		時間外	年間取得休日数		1人1か月平均報酬等							
		隻数	総トン数	船員数	平均稼働 日数	及び	有給 休暇	休日・ 休暇	きまって支給する給与					特別に支	合計	航海日当
			横トン数			補償休日 労働時間			定期払いを要する報酬			割増手当・ 夜間割増	計	払われた 報酬		
			合計						基本給							
									基本給	その他	小計					
引	計		隻トン	人	日	時間	日	日	円	円	円	円	円	円	円	円
船	船長及び船員															
	部員															
はしけ	計															
	船長及び船員															
	部員															
	計															
官公署船	船長及び船員															
	部員															

(新) 第三号調査

特殊船に乗り組む船長及び職員・部員別の1人1か月平均報酬等

令和〇年〇月分

用途別	区分	調査船舶		調査船員		時間外 及び 補償休日 労働時間	年間取得休日数		1人1か月平均報酬等							年額賞与その他特別に支払われた報酬
		隻数	総トン数	船員数	平均稼働 日数		有給 休暇	休日・ 休暇	きまって支給する給与					航海日当		
			横トン数 合計						定期払いを要する報酬			割増手当・ 夜間割増	合計			
									基本給	その他	小計					
		隻	トン	人	日	時間	日	日	円	円	円	円	円	円	円	
引	計															
	船長及び職員															
	部員															
はしけ	計															
	船長及び職員															
	部員															
官公署船	計															
	船長及び職員															
	部員															